

【変更後の出カイメージ(受給者関係)】

受給者関係(障害福祉サービス)

【平成〇年〇月サービス提供分】

【都道府県名】〇〇県

障害区分コード	所得区分コード	障害程度区分コード	障害程度区分補足	利用者数	18歳未満	18歳以上20歳未満	20歳以上30歳未満	30歳以上40歳未満	40歳以上50歳未満	50歳以上60歳未満	60歳以上65歳未満	65歳以上	介護保険対象者数	特定旧法受給者数	総費用額	給付費	利用者負担	高額サービス費	特別対策費	負担率	補足給付費			自治体助成費
																					総額	(内訳)入所施設	(内訳)GH-C	
01	01	01	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	10000	9000	1000	100	100		100	0	100	0
01	01	02	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	11000	9100	1100	200	110		11000	10000	1000	100
01	01	03	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	12000	9200	1200	300	120		12000	0	12000	200
01	01	21	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	13000	9300	1300	400	130		13000	10000	13000	300
01	01	22	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	14000	9400	1400	500	140		14000	0	14000	400
01	01	23	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	15000	9500	1500	600	150		15000	5000	10000	500
01	01	24	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	16000	9600	1600	700	160		16000	0	16000	600
01	01	25	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	17000	9700	1700	800	170		17000	10000	7000	700
01	01	26	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0
01	02	03	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0
01	02	21	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0
04	99	01	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0
04	99	02	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0
04	99	03	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0
04	99	21	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0
04	99	22	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0
04	99	23	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0
04	99	24	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0
04	99	25	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0
04	99	26	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0
04	99	99	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0
04	99	99	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0
05	01	01	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0
05	01	02	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0
05	01	03	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0
05	01	21	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0
05	01	22	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0
05	01	23	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0
05	01	24	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0
05	01	25	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0
05	01	26	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0
05	01	99	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0
05	01	99	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0
05	02	01	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0
05	02	02	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0
05	02	03	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0
05	02	21	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0
05	99	21	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0
05	99	22	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0
05	99	23	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0
05	99	24	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0
05	99	25	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0
05	99	26	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0
05	99	99	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0
05	99	99	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0

障害区分コード「05:難病等対象者」を追加。

6. 給付支払等システムQ&Aについて

No	区 分	質 問	回 答
1	障害者の範囲の見直し	<p>インタフェース仕様書(共通編)のコード一覧(14ページ)の項番5障害区分コードに「05:難病等対象者」が追加されたが、身体障害者で難病の場合、「01:身体障害者」、または「05:難病等対象者」のどちらを設定すればよいのか。</p>	<p>主たる障害種別を設定する。 なお、統計については、設定された障害種別に応じて集計されることとなる。</p>
2	その他	<p>インタフェース仕様書(市町村編)の受給者異動連絡票情報(支給決定情報)(18-1ページ)の※4に「なお、開始年月日の(日)は1日を設定し、終了年月日の(日)は、当該終了年月の末日を設定する。」が追記されたが、受給者異動連絡票情報(基本情報)の計画相談支援情報に有効期間(開始年月日及び終了年月日)を設定する項目があるが、そちらには記載がない。 基本情報と支給決定情報では、年月日の設定の考え方が異なるのか。</p>	<p>インタフェース仕様書(市町村編)の記載誤り。 受給者異動連絡票情報(基本情報)においても、同様の取扱いとなる。</p>

參考資料

地域社会における共生の実現に向けて 新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の概要

(平成24年6月20日 成立、同6月27日 公布)

1. 趣旨

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて、地域社会における共生の実現に向けて、障害福祉サービスの充実等障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、新たな障害保健福祉施策を講ずるものとする。

2. 概要

1. 題名

「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)」とする。

2. 基本理念

法に基づく日常生活・社会生活の支援が、共生社会を実現するため、社会参加の機会の確保及び地域社会における共生、社会的障壁の除去に資するよう、総合的かつ計画的に行われることを法律の基本理念として新たに掲げる。

3. 障害者の範囲(障害児の範囲も同様に対応。)

「制度の谷間」を埋めるべく、障害者の範囲に難病等を加える。

4. 障害支援区分の創設

「障害程度区分」について、障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示す「障害支援区分」に改める。

※ 障害支援区分の認定が知的障害者・精神障害者の特性に応じて行われるよう、区分の制定に当たっては適切な配慮等を行う。

5. 障害者に対する支援

- ① 重度訪問介護の対象拡大(重度の肢体不自由者等であって常時介護を要する障害者として厚生労働省令で定めるものとする)
- ② 共同生活介護(ケアホーム)の共同生活援助(グループホーム)への一元化
- ③ 地域移行支援の対象拡大(地域における生活に移行するため重点的な支援を必要とする者であって厚生労働省令で定めるものを加える)
- ④ 地域生活支援事業の追加(障害者に対する理解を深めるための研修や啓発を行う事業、意思疎通支援を行う者を養成する事業等)

6. サービス基盤の計画的整備

- ① 障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標に関する事項及び地域生活支援事業の実施に関する事項についての障害福祉計画の策定
- ② 基本指針・障害福祉計画に関する定期的な検証と見直しを法定化
- ③ 市町村は障害福祉計画を作成するに当たって、障害者等のニーズ把握等を行うことを努力義務化
- ④ 自立支援協議会の名称について、地域の実情に応じて定められるよう弾力化するとともに、当事者や家族の参画を明確化

3. 施行期日

平成25年4月1日(ただし、4. 及び5. ①～③については、平成26年4月1日)

4. 検討規定(障害者施策を段階的に講じるため、法の施行後3年を目途として、以下について検討)

- ① 常時介護を要する障害者等に対する支援、障害者等の移動の支援、障害者の就労の支援その他の障害福祉サービスの在り方
- ② 障害支援区分の認定を含めた支給決定の在り方
- ③ 障害者の意思決定支援の在り方、障害福祉サービスの利用の観点からの成年後見制度の利用促進の在り方
- ④ 手話通訳等を行う者の派遣その他の聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため意思疎通を図ることに支障がある障害者等に対する支援の在り方
- ⑤ 精神障害者及び高齢の障害者に対する支援の在り方

※上記の検討に当たっては、障害者やその家族その他の関係者の意見を反映させる措置を講ずる。

障害者総合支援法の施行に関わる主な検討課題

1. 平成25年4月施行分

障害者の範囲への難病等の追加

難病等の範囲は、厚生科学審議会疾病対策部会難病対策委員会での議論を踏まえ、当面、市町村の補助事業(難病患者等居宅生活支援事業)の対象疾病と同じ範囲として施行(本年1月18日に対象疾患を定める政令を公布済み)。

2. 平成26年4月施行分

障害支援区分

平成24年度 約200市区町村の協力の下、障害程度区分の認定に関する詳しいデータを収集し、知的障害・精神障害の二次判定での引上げ要因の詳細な分析等を実施。

平成25年度 新たな調査項目による認定調査やこれに基づく障害支援区分の判定について、約100程度の市区町村でモデル事業を実施して、新たな判定式を確定。
また、市区町村が使用する障害支援区分判定ソフトの開発や認定調査員マニュアルの改正も行う。

重度訪問介護の対象拡大

現行の重度の肢体不自由者に加え、重度の知的・精神障害者に対象を拡大予定。今後、事業者の指定基準や報酬の在り方等を検討。

ケアホームのグループホームへの一元化

今後、事業者の指定基準や報酬の在り方等とともに、外部サービス利用規制の見直しやサテライト型住居の創設についても検討。併せて、附帯決議で指摘された小規模入所施設等を含む地域における障害者の居住の支援等の在り方についても検討。

3. 法施行後3年(平成28年4月)を目途とした見直し

→ 常時介護を要する障害者等に対する支援、障害者等の移動の支援、障害者の就労の支援その他の障害福祉サービスの在り方

→ 障害支援区分の認定を含めた支給決定の在り方

障害者の意思決定支援の在り方、障害福祉サービスの利用の観点からの成年後見制度の利用促進の在り方

手話通訳等を行う者の派遣その他の聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため意思疎通支援を図ることに支障がある障害者等に対する支援の在り方

精神障害者及び高齢の障害者に対する支援の在り方

※上記の検討に当たっては、障害者やその家族その他の関係者の意見を反映させる措置を講ずることとされている。

事 務 連 絡

平成24年3月30日

各都道府県障害福祉関係主管課 御中

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企 画 課
障害福祉課

障害者自立支援対策臨時特例交付金による「福祉・介護人材の処遇改善事業」等に
関して国保連へ支払事務を委託する場合の処理について

障害保健福祉行政の推進については、平素よりご尽力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、障害者自立支援対策臨時特例交付金による「福祉・介護人材の処遇改善事業」、
「事業運営安定化事業」及び「移行時運営安定化事業」につきましては、平成24年3
月までの事業であり、また、「福祉・介護人材の処遇改善事業」の国保連における事務処理
については、平成24年7月までとしていたところです。

先日成立した第4次補正予算において特別対策事業を平成24年度までに延長したこと
に伴い、その精算時期については、「障害者自立支援対策臨時特例基金管理運営要領」の第
2の(7)の①に「(略)ただし、平成24年度を超えて特別対策事業の精算等を行う必要
がある場合は、平成25年12月末まで延長することができる」としたところです。

これに伴い、国保連に支払事務を委託している場合の「福祉・介護人材の処遇改善事
業」、「事業運営安定化事業」及び「移行時運営安定化事業」の国保連の支払事務（過誤調
整、月遅れ請求の処理）の実施については、平成25年12月支払分（11月請求分）ま
でとしますので、ご遺漏なきようお願いいたします。

また、平成24年度の新規事業である「新体系定着支援事業」につきましても、国保
連に支払事務の委託をできることとしておりますが、国保連における支払事務は平成25
年12月支払分（11月請求分）までとしますので、御了知下さい。

そのため、当該事業の実施に関する国保連との委託契約については、必要に応じて、
事業の追加や契約期間を延長する等の措置をお願いいたします。